

## 地域再生計画

### 1. 地域再生計画の名称

第2次鹿沼市「水のふるさと」再生計画

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

鹿沼市

### 3. 地域再生計画の区域

鹿沼市の全域

### 4. 地域再生計画の目標

鹿沼市は、首都東京から北に約100km、栃木県の中西部に位置しており、平成18年1月に栗野町を編入合併し、490.62km<sup>2</sup>の広大な面積と人口103,247人（平成21年12月31日現在）を有する市となっている。市域の69%を山林が占め、特に西北部には、日光に続く奥深い山々が連なり、そこを源流として、大芦川をはじめ、黒川、荒井川、栗野川、思川、永野川などが流れている。これらの幾筋も流れる清流が生み出す河川環境は、鹿沼らしい雄大で美しい景観を支えてきたばかりでなく、ホタル観賞やアユ釣り、子供たちの水遊びなど憩いや、やすらぎの空間として、さらには下流域の人々の命の源として多くの恵みを提供してきた。

しかし、近年、生活様式の変化により、水質に悪影響を及ぼす生活雑排水が未処理のまま河川に流入するようになり、かつての清流の面影を失いつつあった。このため、本市は、「水のふるさと」の再生を目的に、平成17年度から地域再生計画により公共下水道の汚水管渠、浄化槽の整備を行うとともに、水にかかわる環境保全活動を市と地域が一体となって行ってきた結果、市内の数箇所にホタルの鑑賞スポットが現れ、鑑賞会やホタルの棲む用水路の清掃を目的とした地域主催のイベントが県内外からの参加者により行われるなど、清流の復活と地域の活性化が図られてきている。

さらに、本市は、平成19年4月に策定した第2次鹿沼市環境基本計画で、市内の17の地域ごとに「地域別環境配慮行動計画」の策定を位置づけ、それぞれの地域において、市のきれいなまちづくり推進委員、各環境美化団体、自治会、学校、企業などが連携し、相互支援を図る「地域環境ネットワーク」を構築し・推進することにより、各地域がより良い環境、より良い地域を創っていかうとする意識・能力（「地域環境力」）を高めていく活動を展開している。この活動のなかには、河川の環境、水質保全・汚濁防止が行動指針と

して位置づけられ、河川の清掃活動や生活排水に対する啓発活動が行われており、河川の美化や水環境に対する市民意識の一層の高揚も図っているところである。

本市は、これまで、生活排水処理施策として、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業を展開し、さらに平成17年度からは地域再生計画の認定を受け整備を一層推進してきた。これにより、「水のふるさと」の再生は図られてきてはいるが、平成21年度末の汚水処理人口普及率については、77.5%にとどまる状況にある。今後も、本地域再生計画により汚水処理施設の整備を一層促進し、引き続き河川をはじめとする公共用水域の水質の向上と快適な生活環境の創出、市民協働による河川環境保全活動のさらなる推進に努め、水環境に対する市民の意識のさらなる高揚を図り、市民だけでなく下流域の人々も水の恵みを安心して享受できる清く潤い豊かな「水のふるさと」鹿沼市の継続的な再生を目指す。

#### (目標) 汚水処理施設の整備の促進

(汚水処理人口普及率を77.5%から81.6%に向上)

### 5. 目標を達成するために行う事業

#### 5-1 全体の概要

汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道事業、浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）及び浄化槽設置整備事業（個人設置型）の3つの汚水処理施設整備事業を一体的に展開する。また、市内の各地域が「地域別環境配慮行動計画」により、河川の清掃活動や生活排水に対する啓発活動等、河川の美化、水環境保全のための活動のさらなる推進に努める。

#### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

##### 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道（北犬飼）・・・平成9年6月12日に事業認可
- （西沢）・・・平成16年6月11日に事業認可
- （押原、日吉）・・・平成17年3月31日に事業認可

#### [事業主体]

いずれも鹿沼市

### [施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（市町村設置型）、浄化槽（個人設置型）

### [事業区域]

- ・公共下水道 鹿沼市 北犬飼、押原、日吉、西沢地区
- ・浄化槽（市町村設置型）鹿沼市 上南摩、東大芦地区
- ・浄化槽（個人設置型）鹿沼市全地区（ただし、公共下水道認可区域、農業集落排水事業区域及び当該年度内に認可申請が予定されている区域を除く。）

### [事業期間]

- ・公共下水道 平成22年度～26年度
- ・浄化槽（市町村設置型）平成22年度～24年度
- ・浄化槽（個人設置型）平成22年度～26年度

### [整備量]

- ・公共下水道  $\phi 100 \sim 200$  7,000m  
単独事業  $\phi 100 \sim 200$  11,000m
- ・浄化槽（市町村設置型）45基
- ・浄化槽（個人設置型）1,050基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。  
公共下水道全地区で1,250人、浄化槽（市町村設置型）で126人、  
浄化槽（個人設置型）で3,000人

### [事業費]

公共下水道	事業費 428,000千円 (うち、交付金 214,000千円) 単独事業費 450,000千円
浄化槽（市町村設置型）	事業費 53,280千円 (うち、交付金 17,760千円)
浄化槽（個人設置型）	事業費 424,250千円 (うち、交付金 141,416千円)
合計	事業費 905,530千円 (うち、交付金 373,176千円) 単独事業費 450,000千円

## 5-3 その他の事業

- 河川の清掃・生活排水に対する啓発活動

市のきれいなまちづくり推進委員、各環境美化団体、自治会、学校、企業などの連携により河川の清掃・生活排水に対する啓発活動を推進し、河川環境保全活動のさらなる推進に努め、水環境に対する市民の意識の高揚を図る。

## 6. 計画期間

平成22年度～26年度

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す数値目標の汚水処理人口普及率については、計画終了後に、鹿沼市の人口に対して、汚水処理施設の利用が可能な人口の状況を調査、算出し、目標達成についての評価・公表を行う。また、必要に応じて事業の見直しを図る。

## 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし